

表示事項省略（異なる表示の）承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3《表示事項》第6項の規定により、酒類製造者が表示事項の省略（異なる表示の）承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区分	届出者	提出先
(1)	酒類製造業者又は酒類販売業者	酒類製造業者若しくは酒類販売業者の住所地又は製造場若しくは販売場の所在地を所轄する税務署長
(2)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(3)	連合会若しくは(2)以外の酒類業組合で一的都道府県の区域又は一的都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(4)	(2)及び(3)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

- (注) 1 酒類製造業者又は酒類販売業者が直接又は間接に構成する団体は、組合法の規定に基づかない任意の団体であっても差し支えありません。
- 2 「酒類業組合」には、上記1の団体を含みます。
- 3 表示事項省略(異なる表示)の承認申請書には、当該申請に係る表示を省略する(異なる表示をする)事項及び期間並びに理由を記載するとともに、当該表示証等及び当該表示証等を表示する場所を明示した略図を添付してください。
- なお、表示証等は色彩区分を明示した図案であっても差し支えありません。
- 4 輸入業者が申請を行う場合は、輸入酒類を引き取る保税地域の所轄税関長に申請書を提出してください。
- 5 所轄税関長に提出する場合は、A I - O C R様式ではなく旧様式を使用してください。